

自律した地域社会に向けた地方税改革 ～求められる自主性と公平性、財政健全化～

調査部 上席主任研究員
蜂屋勝弘

2023年10月5日
No.2023-010

- 地方行政では、地域のニーズに応じた行政サービスが求められる一方で、行政サービスに地域差が生じている。コロナ禍での事業者への「協力金」が記憶に新しいが、平時でも、子どもの医療費助成や私立高校就学支援などに地域差がみられる。各自治体の裁量ではあるものの、行政サービス全体でみると、企業からの税収が多い自治体の行政サービスが充実する傾向にあり、行政サービスが手厚い地域の住民が、他地域よりも重い税負担を受け入れているわけではない。
- 現在の地方税財源の問題点として、①住民の受益と負担の関係が希薄化していること、②自治体の課税自主権の実施対象が企業に偏っていること、③行政サービスにおいて住民の選択によらない地域差があること、が指摘可能。これらを改善する国と地方の税制改革として、①企業の税負担を地方から国に移すと同時に、②個人の税負担を国から地方に移すことが考えられる。
- 上記の税制改革による改善効果を見るために、実際のデータを用いたシミュレーション分析を行うと、①受益と負担の関係の強化、②課税自主権が大きく認められている個人住民税の割合の拡大、③行政サービスの地域差をもたらす税収の地域間偏在の是正、が確認される。
- 加えて、①税収の地域間偏在が是正されることを受けた地方交付税の所要額の減少、②受益と負担の関係が強化されることによる歳出抑制、といった効果が期待されることから、財政健全化にもつながると考えられる。
- 近年、税収の地域間偏在是正等の観点から、地方法人課税を縮小し同額を国税に変更する税制の見直しが行われてきた。しかしながら、国税となった税収が、地方交付税や地方譲与税として自治体に配分されるため、地方分権の観点からは当を得た対応とは言い難い。地域行政サービスの財源は、有権者である地域住民が直接負担してこそ、真の地方分権と言えよう。

1. 地方の財源の現状
2. 地方分権の趣旨からみた地方財源の課題
3. 地方税財源の見直しの方向性
4. 地方税財源の見直しによって期待される効果

地方自治体は、住民に身近な多くの行政を担っている

- ・国地方の歳出合計の**56%を地方が支出**（2021年度決算）。
- ・学校教育費の84%、司法・警察・消防費の77%、衛生費の68%、福祉関係費の65%を地方が支出。

（図表1）国と地方の歳出額（2021年度、純計額）

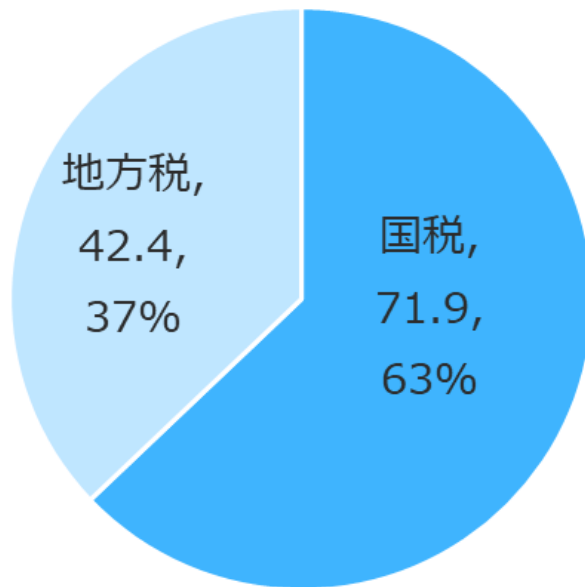
	国		地方		国地方 合計
		構成比		構成比	
歳出総額	97.3	44%	122.6	56%	219.9
機関費	5.1	22%	18.3	78%	23.3
一般行政費	1.9	14%	12.0	86%	13.9
司法・警察・消防費	1.5	23%	5.3	77%	6.8
外交費	0.9	100%	0.0	0%	0.9
防衛費	6.0	100%	0.0	0%	6.0
国土保全及び開発費	5.5	29%	13.7	71%	19.3
産業経済費	11.9	42%	16.2	58%	28.1
教育費	4.7	21%	17.8	79%	22.4
学校教育費	2.5	16%	13.3	84%	15.8
社会保障関係費	37.3	46%	43.9	54%	81.2
民生費のうち年金関係費	12.1	100%	0.0	0%	12.1
福祉関係費 （年金関係以外の民生費）	16.8	35%	31.6	65%	48.4
衛生費	5.4	32%	11.4	68%	16.7
恩給費	0.1	96%	0.0	4%	0.1
公債費	24.8	66%	12.7	34%	37.5
その他	1.9	100%	0.0	0%	1.9

（資料）総務省「令和5年版 地方財政白書」

地方歳出の多くは、国からの移転財源で賄われている

- ・ **地方税収は国・地方合計の税収の37%**の42.4兆円(2021年度決算)。
- ・ 歳出全体に占める地方の割合と、税収全体に占める地方の割合の乖離は、**地方交付税**や**国庫支出金**といった国からの**移転財源**によって調整されている。

(図表2) 国税と地方税の配分



(図表3) 国から地方への財源移転

【財源移転前】

国69%	地方31%
------	-------

【財源移転後】

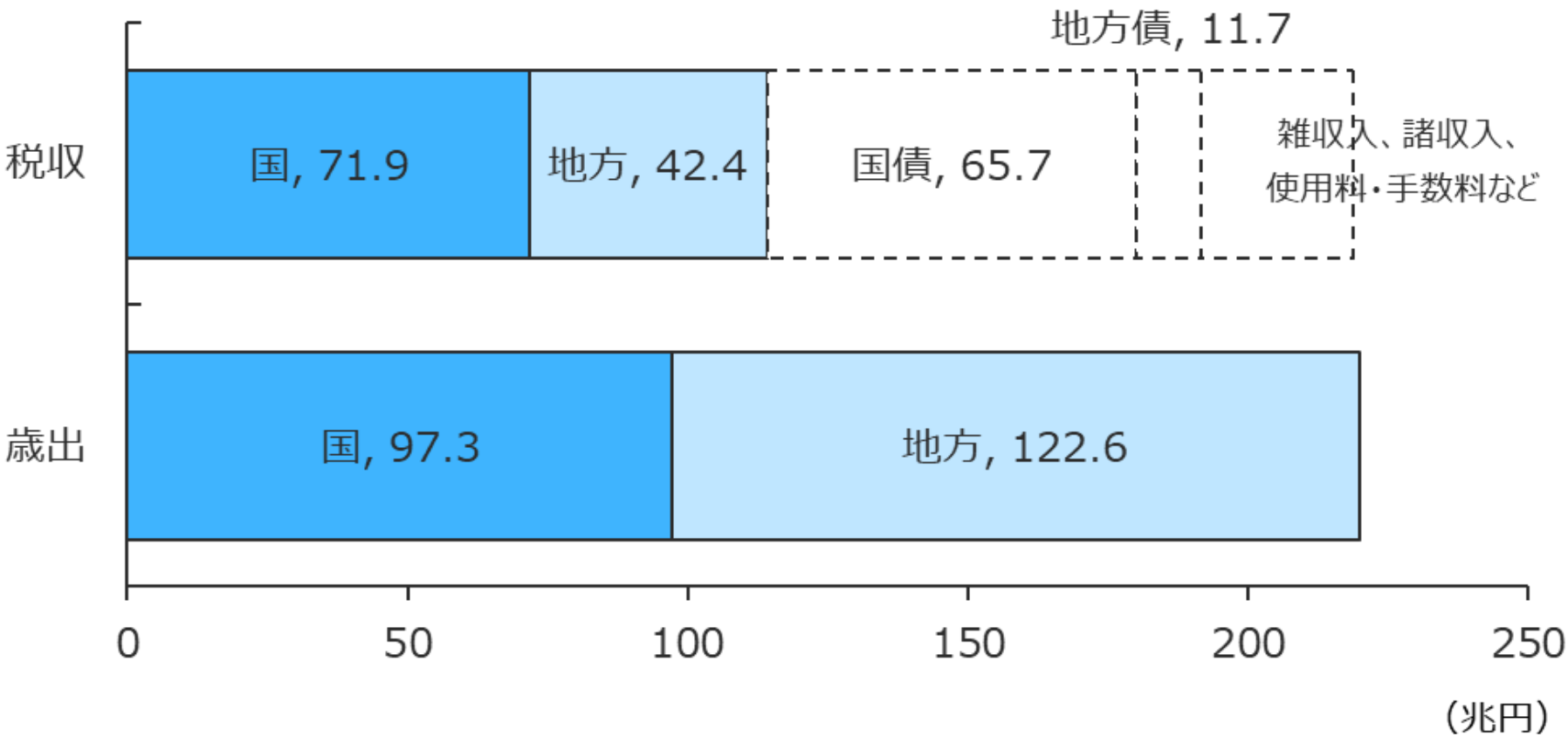
44%	56%	
国 (純計97兆円)	国から地方に 対する支出 (54兆円)	地方 (地方財源による支出68兆円)

(資料)総務省「令和5年版 地方財政白書」(注)2021年度決算。

国地方合計の税収は歳出額に足りず、借金で穴埋め

- ・国地方の歳出額(219.9兆円)に対し、**税収(114.3兆円)**は大きく不足
- ・この不足の**多くは、国債や地方債といった政府の借金で穴埋め**

(図表4) 国と地方の税収と歳出額の乖離

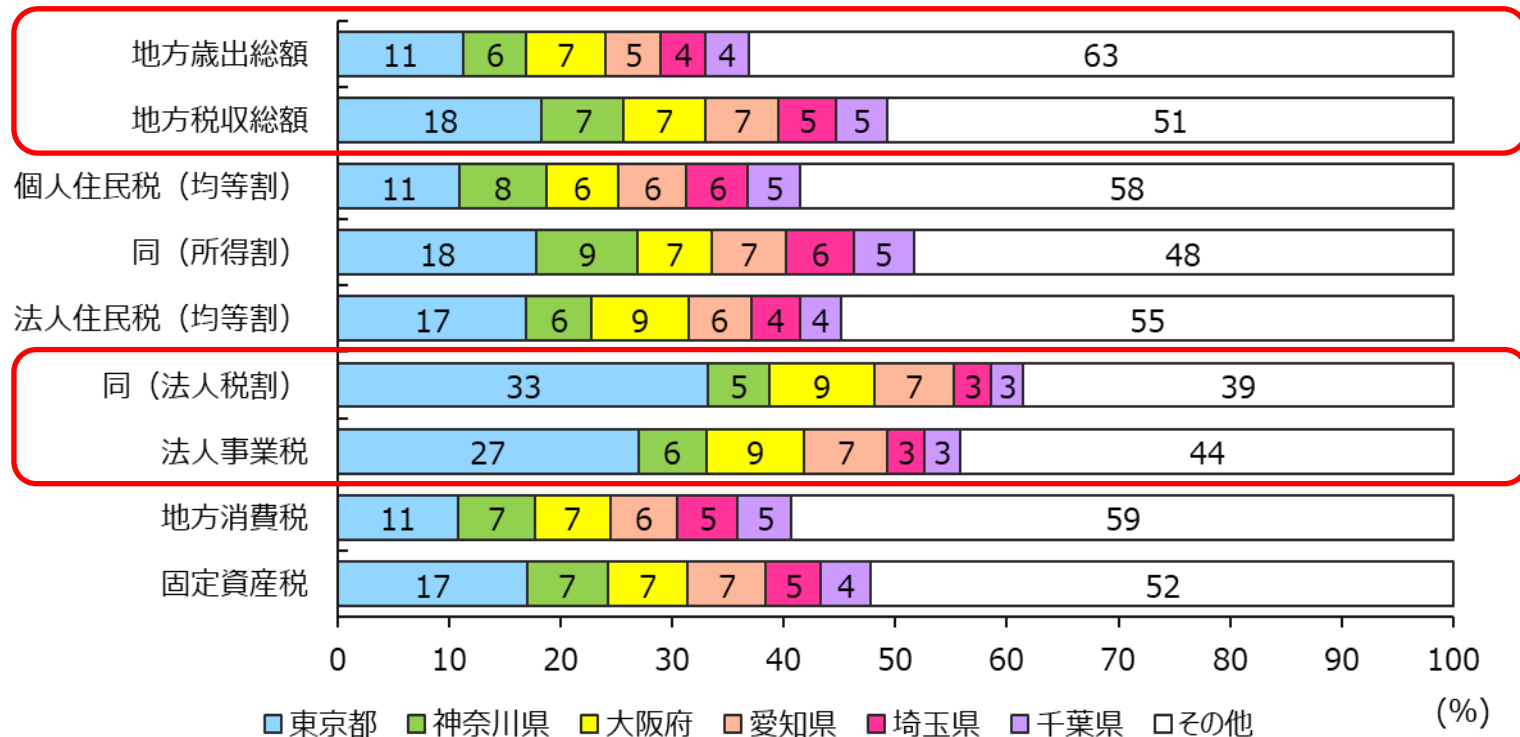


(資料) 総務省「令和5年版 地方財政白書」、財務省「令和3年度決算の説明」より日本総合研究所 (注) 2021年度決算。純計。

地方の税収は大都市に偏在している

・**地方税収は大都市に偏在**。とりわけ東京への集中が著しい。これは**企業からの税収（法人住民税の法人税割と法人事業税）の偏在が大きい**ため。

（図表5）都道府県別の歳出と税収の分布（都道府県と市町村の合計）



■東京都 ■神奈川県 ■大阪府 ■愛知県 ■埼玉県 ■千葉県 □その他 (%)

（資料）総務省「令和3年度都道府県決算状況調」、「令和3年度市町村別決算状況調」、「令和2年版 地方財政統計年報」、「地方財政状況調査個別データ」より日本総合研究所作成。（注1）歳出、税収、個人住民税、法人住民税は都道府県と市町村の合計。歳出を合計する際、各都道府県が市町村に支出する交付金を単純合計から引いている。（注2）歳出総額と税収合計は2021年度、個人住民税（均等割）、同（所得割）、法人住民税（均等割）、同（法人税割）、法人事業税、地方消費税、固定資産税は2020年度。

地方の行政サービスは2種類ある

- ・本稿では、地方自治体が提供する行政サービスを、2種類に分類。

①「標準的な行政サービス」

- ・国民の生存権や機会均等のために必ず実施しなければならない行政サービス。
- ・国の法令等の規定に則って一定の水準を維持しつつ全国の地方自治体で実施。
- ・地方自治体が実際に提供する行政サービスの大部分にあたる。

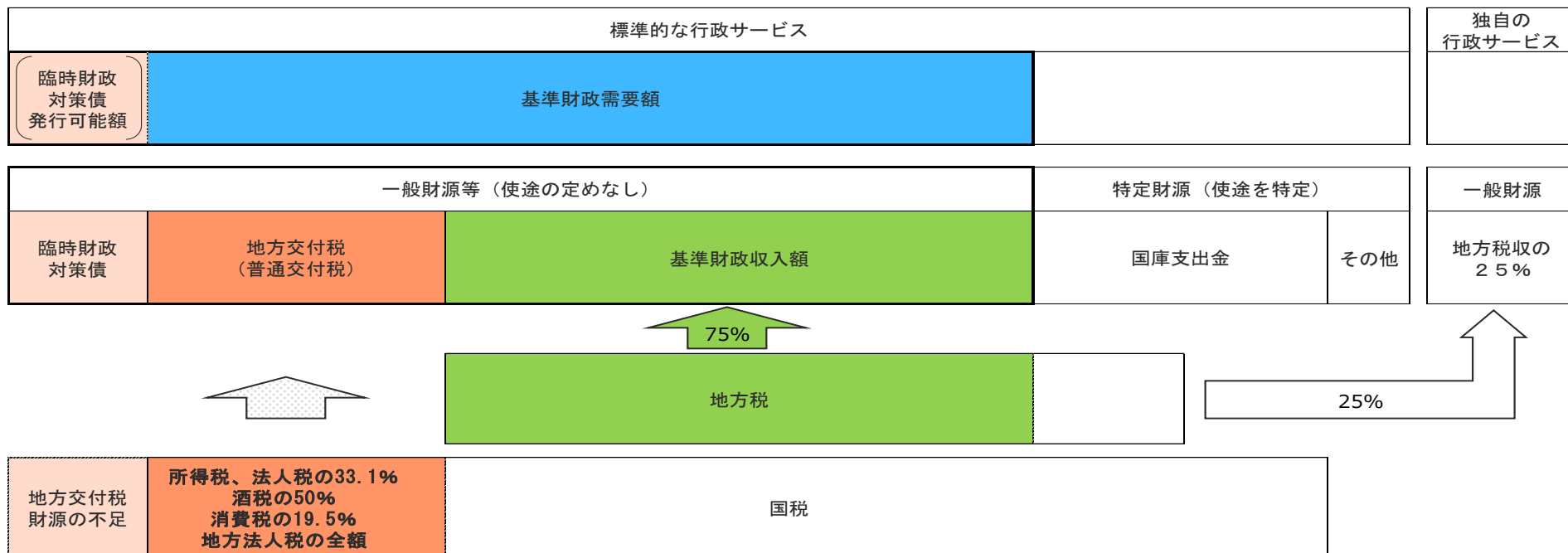
②「独自の行政サービス」

- ・地方自治体が地域のニーズ等に応じて、自らの裁量で実施する行政サービス。

「標準的な行政サービス」の財源は保障される

- ・標準的な行政サービスは必ず実施されなければならないが、ほとんどの自治体では、**徴収する税収だけでは経費を賄うことができない。**
- ・地方自治体間の**税収の不均衡を均し、必要な財源を保障する必要がある。**このため、国から「**地方交付税**」が交付されている。

(図表6) 地方交付税の算定方法(概念図)



(参考) 標準財政規模（地方の経常的一般財源）

(資料) 日本総合研究所作成

「独自の行政サービス」の財源は主に3つ

①「留保財源」(次ページの図参照)

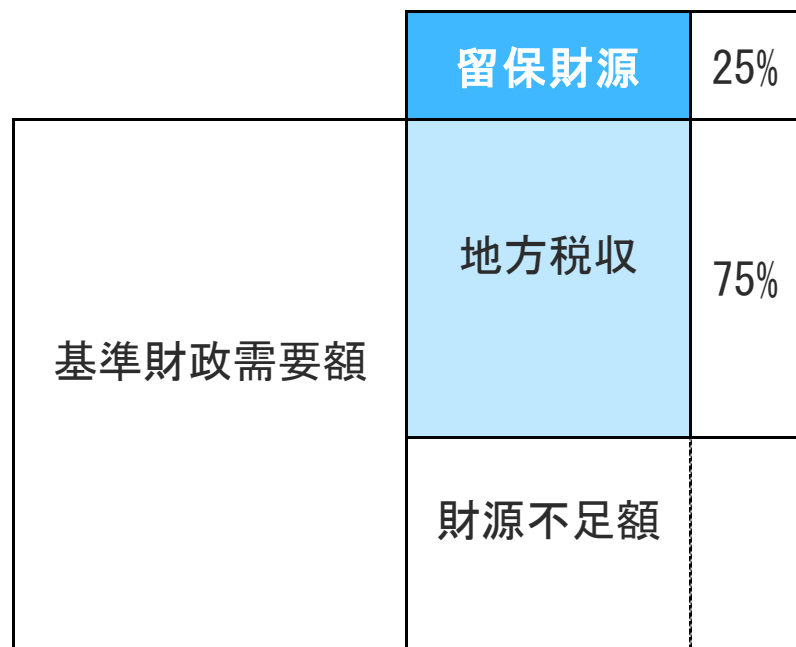
- ・地方税収の75%分は、基本的に「標準的な行政サービス」の財源。
- ・**地方税収の25%分は、「留保財源」として、地方自治体が「独自の行政サービス」に使うことを目的に、「標準的な行政サービス」の財源から予め分離されている。**

②「財源超過額」(次ページの図参照)

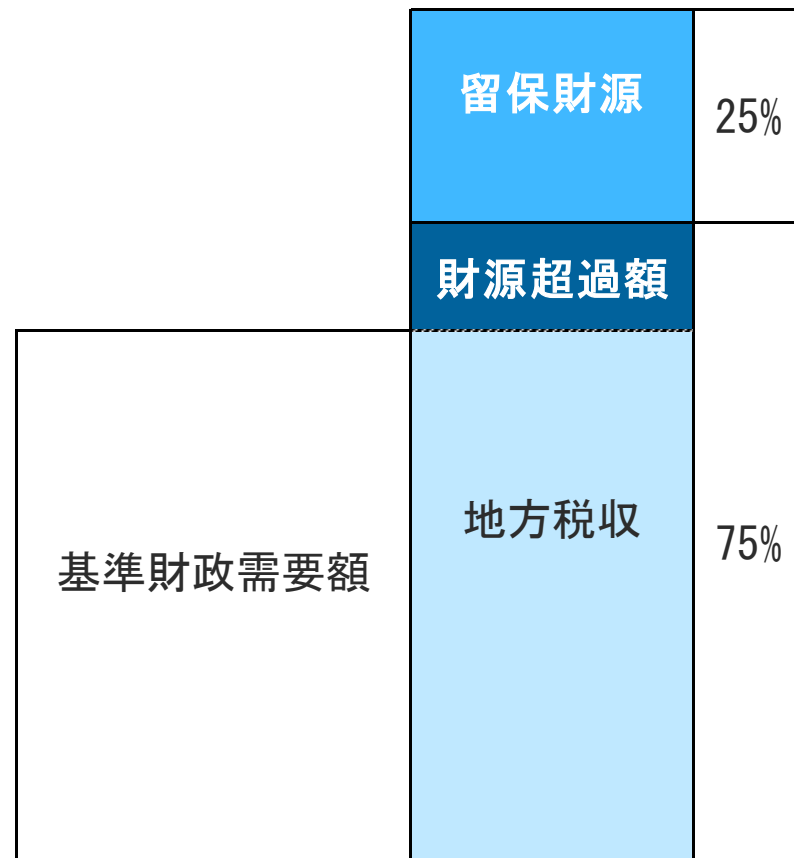
- ・一部の自治体では、**地方税収の75%分等が「標準的な行政サービス」に必要な経費(一般財源)を超過する「財源超過額」が発生。**
- ・こうした自治体には、財源不足がなく、**地方交付税は交付されない(「不交付団体」)。**
- ・「留保財源」に加えて、「財源超過額」も独自の行政サービスの財源に使うことができる
- ・「不交付団体」は、都道府県では、**東京都のみ**。市町村では、**76市町村**(2023年度)のみ。

(図表7) 留保財源と財源超過額(概念図)

地方交付税の交付団体



地方交付税の不交付団体



(資料) 日本総合研究所作成

「独自の行政サービス」の財源は主に3つ

③「独自課税」

- ・地方税は、基本的には、地方税法に定められた全国一律の税目や課税標準（課税ベース）、標準税率等に基づいて課税。
- ・一方で、自治体には、**自らの裁量で独自に課税を行なう**ことが認められている。自治体が**課税自主権を発揮する余地**を残すための制度。

（i）「超過課税」

- ・地方税法で定められた**標準税率と異なる税率を自治体が独自に設定**する課税
- ・法人住民税や法人事業税、固定資産税等での導入事例が全国各地で見られ、総額で**7,698億円**（2021年度決算）の税収

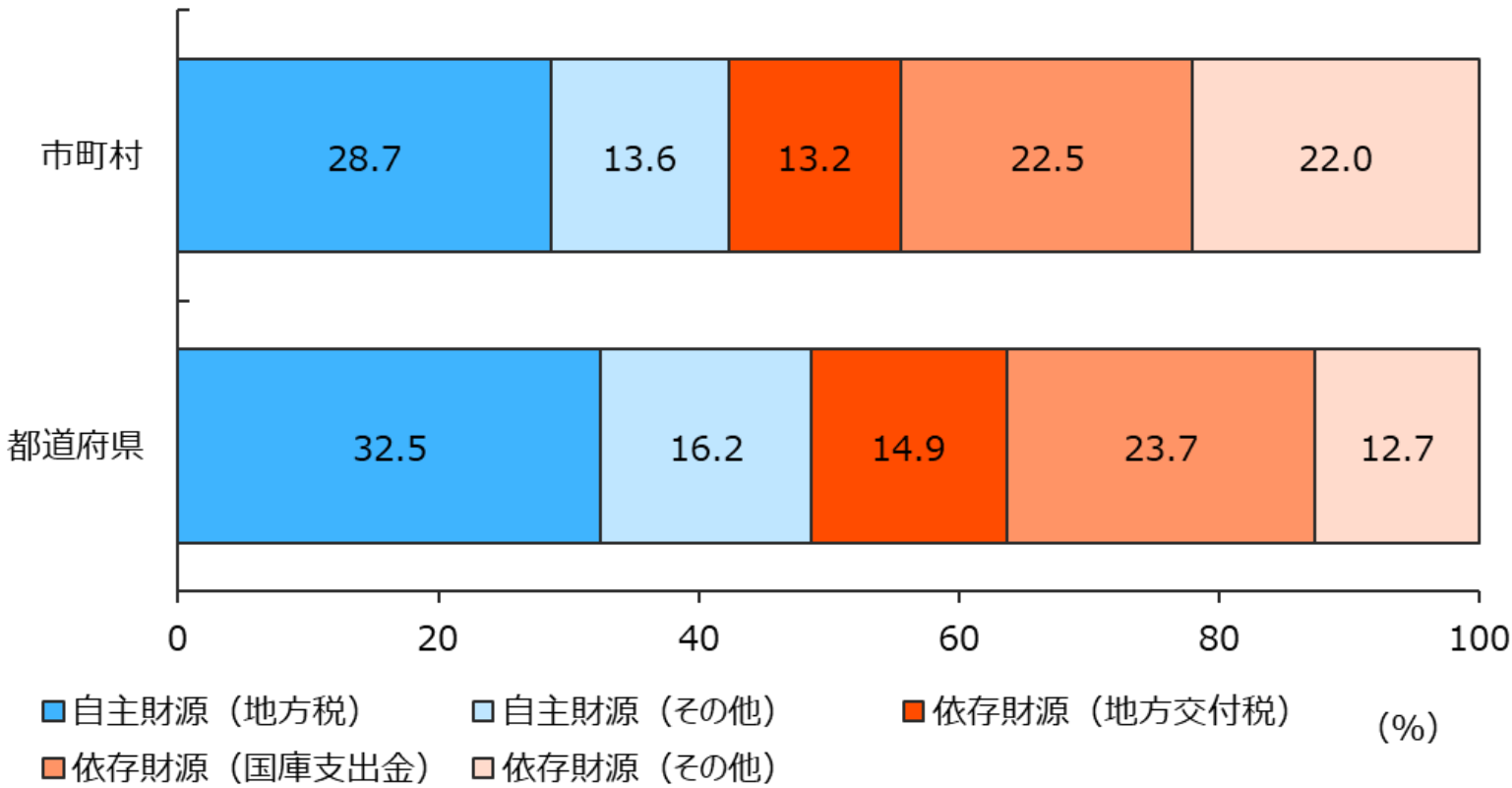
（ii）「法定外税」

- ・地方税法に定められていない**独自の税目を自治体の裁量で新設**。
- ・導入事例は65件に過ぎず、税収は**634億円**（2021年度決算）

1. 地方の財源の現状
2. 地方分権の趣旨からみた地方財源の課題
3. 地方税財源の見直しの方向性
4. 地方税財源の見直しによって期待される効果

・自治体が自主的に調達する「自主財源」の地方歳入に占める割合は、市町村合計で42.3%、都道府県で48.7% と半分を下回っている。

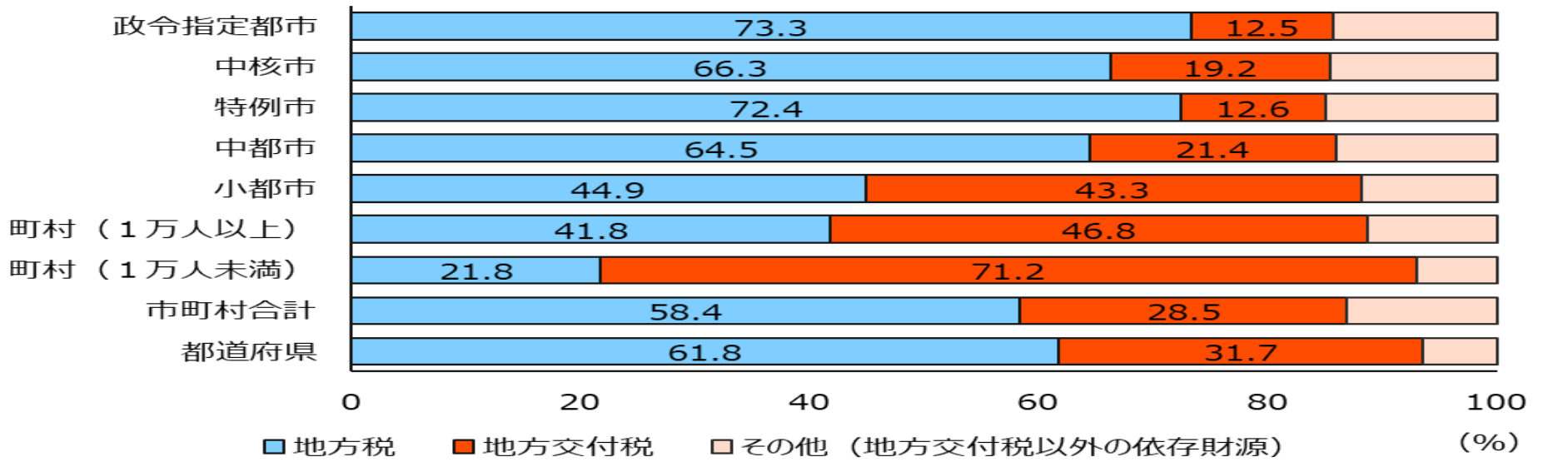
(図表8) 歳入に占める自主財源と依存財源の割合



(資料)総務省「令和5年版 地方財政白書」 (注)2021年度決算

- ・自治体が使い道を決められる一般財源のうち自主財源である地方税収の割合は6割程度となっている。自治体の規模が小さいほど地方税収の割合が低下し、依存財源である地方交付税の割合が高まる傾向。
- ・地方交付税等による財源保障を完全になくすことは現実的ではないとしても、地域の主体性を重んじる分権化された地域社会の実現に向けては、少しでも地方税収の割合を高めることが重要。

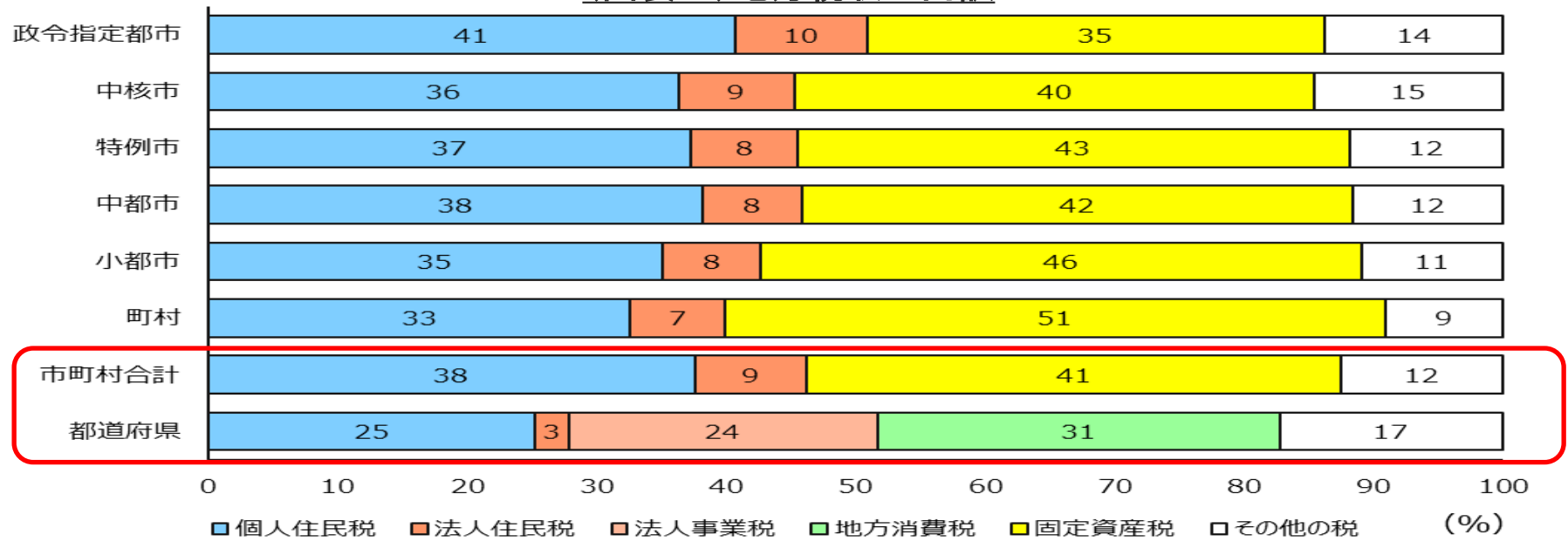
(図表9)一般財源の内訳



(資料)総務省「令和5年度版 地方財政白書」より日本総合研究所作成。(注1)2021年度決算。(注2)中都市は人口10万人以上の市、小都市は同10万人未満の市。

- ・地方税収のうち、法人住民税や法人事業税といった地方法人課税の割合は、都道府県で27%、市町村合計で9%。
- ・**地方法人課税を直接負担するのは、選挙権を持たない企業であり、有権者である住民個人ではないことから、地方法人課税の割合が高いほど、受益と負担の関係が希薄化**すると考えられる。

(図表10) 地方税収の内訳



(資料)総務省「令和5年度版 地方財政白書」、「地方財政状況調査個別データ」より日本総合研究所作成。(注1)都道府県は2021年度決算。市町村は2019年度決算。(注2)都道府県は東京都が徴収した市町村税相当額を含まない。(注3)市町村合計は特別区を含まない。

課題③ 使えるのに使っていない課税自主権

- ・「独自課税」は、自治体が課税自主権を発揮する仕組みであり、独自の行政サービスと地方税負担をセットで選択する際の重要なツール。
- ・「独自課税」の一つである「超過課税」の実施状況を見ると（次ページ）、個人住民税で実施している自治体よりも、**法人住民税で実施している自治体の方が多い**。
- ・この背景として、選挙権のある住民個人の税負担を引き上げるよりも、**選挙権のない企業の税負担を引き上げる方が抵抗が小さい**といった事情が考えられる。
- ・しかし、これは望ましい姿とは言い難い。独自の行政サービスの経費については、**主に個人が直接負担する個人住民税で賄うというのが、地方自治の本来の姿**であろう。

(図表11)「超過課税」の実施状況

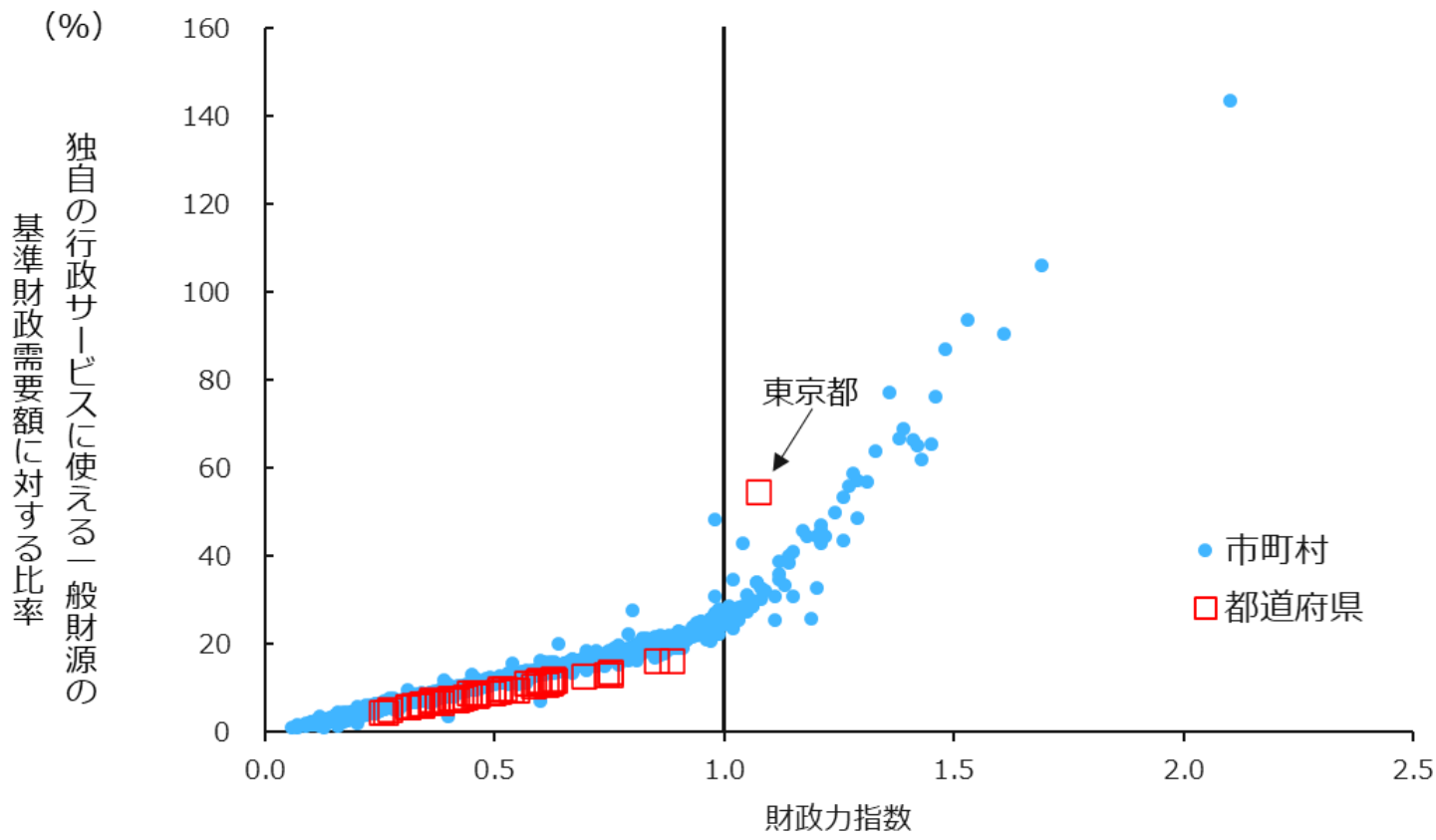
		(億円)	
税目		団体数	税収
都道府県合計		—	3,558.5
個人住民税 (均等割)	37	250.8	
個人住民税 (所得割)	1	27.6	
法人住民税 (均等割)	35	103.7	
法人住民税 (法人税割)	46	1,487.4	
法人事業税	8	1,688.9	
市町村合計		—	4,139.6
個人住民税 (均等割)	2	20.7	
個人住民税 (所得割)	1	0.5	
法人住民税 (均等割)	390	169.2	
法人住民税 (法人税割)	1,013	3,602.8	
固定資産税	151	341.8	
軽自動車税	14	2.2	
鋤産税	30	0.07	
入湯税	13	2.2	
超過課税合計		—	7,698.0
うち地方法人課税 (超過課税合計に占める割合)	—	7,052.0 (91.6%)	

(資料)総務省「超過課税の状況」、「法定外税の状況」。(注1)2021年4月1日現在、2021年度決算。(注4)自治体の総数は、都道府県47、市町村1718。
(注5)端数処理のため合計が一致しない。

- ・「標準的な行政サービス」については、大きな地域差が生じないように、国が一定の水準を定め、必要な財源が地方交付税等によって保障される。
- ・これに対し、「独自の行政サービス」については、各自治体が自主的にサービスの内容を定める一方で、地方交付税等による財源保障はない。
- ・このため、行政サービスの地域差は、主に独自の行政サービスによって生じると考えられる。
- ・先述の「独自の行政サービス」の財源のうち、「留保財源」と「財源超過額」は、地方税収の偏在等の結果として、住民の選択とは関係なく生じる。このため、これらの多寡に起因する行政サービスの地域差は、住民の選択によらない地域差と言える。

- ・「独自の行政サービス」に使うことができる一般財源（独自課税による分を除く）の多寡を計算すると（次ページ）、財政力指数が高い（税収が多い）自治体ほど多く、財政力指数が1を超える（交付税の不交付団体）とその傾向がより強くなる。
- ・これは、財政力指数が1以下の自治体では、独自の行政サービスの財源に「留保財源」のみが充てられるのに対し、財政力指数が1を超える自治体では、「留保財源」と「超過財源額」ともに充てることができるため。
- ・この結果、地域住民の地方税負担が同水準であっても、財政力指数の高い自治体ほど行政サービスを充実させ易いとみられ、その結果生ずる行政サービスの地域差は、住民の選択によらない地域差となる。

(図表12)独自の行政サービスに使える一般財源(留保財源と財源超過額)の地域差



(資料)総務省「令和3年度都道府県決算状況調」、「令和3年度市町村別決算状況調」より日本総合研究所作成
(注)縦軸は、「(標準財政規模－基準財政需要額)÷基準財政需要額」で計算(%表示)。超過課税等の独自の課税は含まない。基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前。標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模で、標準税収入額等(税収の100%分等)に普通交付税を加算した額。

1. 地方の財源の現状
2. 地方分権の趣旨からみた地方財源の課題
3. 地方税財源の見直しの方向性
4. 地方税財源の見直しによって期待される効果

地方税財源の見直しの方向性

(図表13) 地方分権に相応しい地方税財源の見直し案
 (次ページより見直し(1)～(4)の内容を解説)

	地方税		国税
	税目 見直し		税目 見直し
個人課税	住民税 (所得割) 増税 (見直しステップ(2)) 26ページ	同額	所得税 減税 (見直しステップ(4)) 29ページ
法人課税	住民税 (法人税割) 事業税 (所得割・収入割) 廃止 (見直しステップ(1)) 23ページ	同額	法人税 増税 (見直しステップ(3)) 27ページ
	住民税 (均等割) 事業税 (外形標準課税) 応益税として継続		

(資料) 日本総合研究所作成

見直しステップ(1)地方法人課税の縮小

・地方法人課税のうち、税収の地域間偏在が大きく、税収が企業業績の影響を受けやすい、以下を**廃止**する。

①法人税額に課される**「法人住民税の法人税割」**

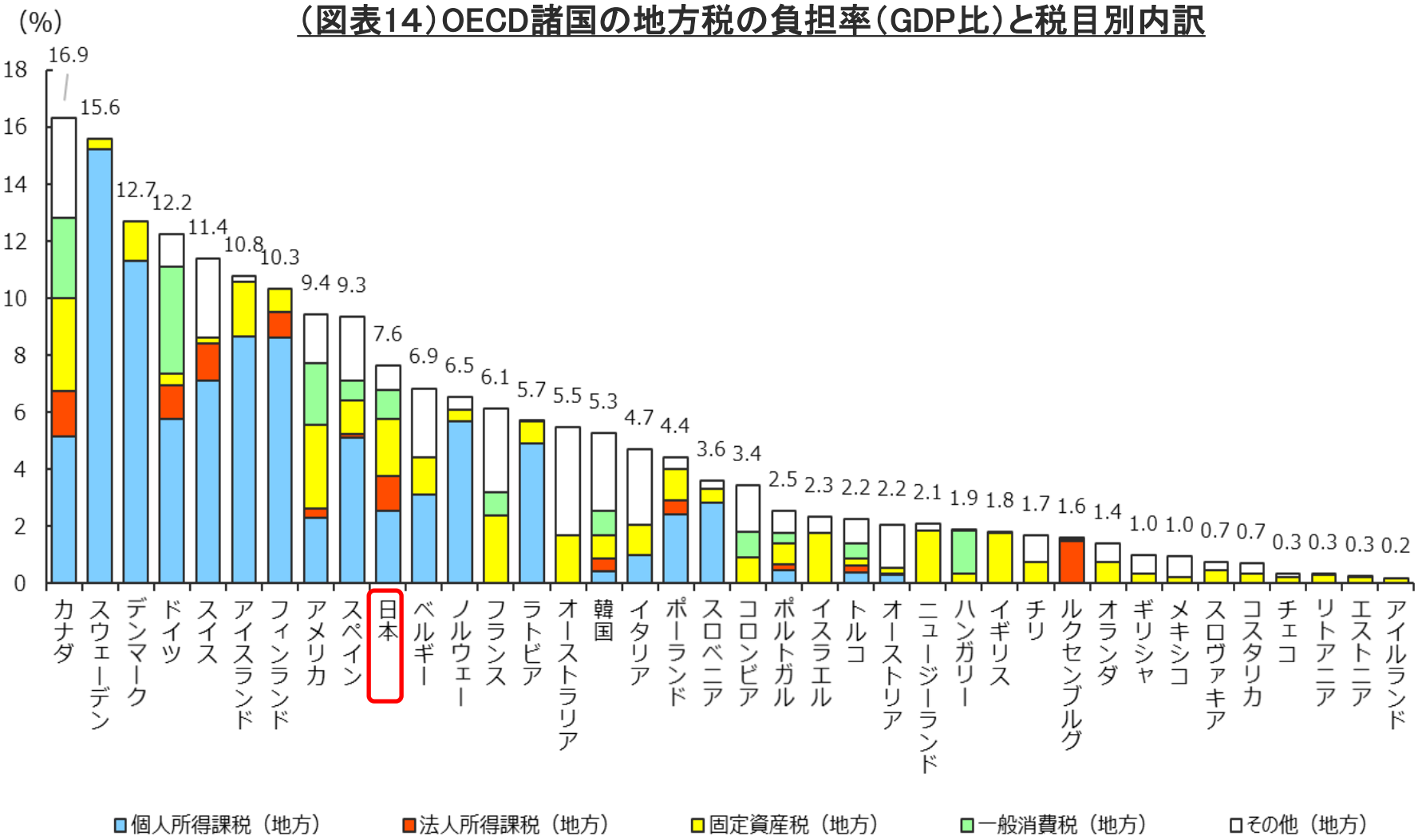
②所得額や収入額に課される**「法人事業税の所得割と収入割」**

・上記②に併せて、③国税ではあるものの、法人事業税の所得割と収入割を課税ベースとし、全額が**「特別法人事業譲与税」**として地方に配分される**「特別法人事業税」**も廃止する。

・なお、企業も地方行政サービスの受益者であることを勘案し、資本金等の額や従業員数に応じて定額で課される**「法人住民税の均等割」**と、付加価値額や資本金等の額に課される**「法人事業税の付加価値割と資本割」**(**外形標準課税**)は、行政サービスの受益者が負担する税(「応益課税」)として**引き続き地方税**とする。

- ・海外では、地方税でまとまった規模の法人所得課税を課しているケースは一般的ではない(次ページ)。
- ・地方税における主要税目は固定資産税と個人所得課税。
- ・固定資産税は、OECD加盟国全てで地方税として採用。
- ・個人所得課税は、OECD加盟38カ国中20カ国で地方税として採用され、地方税の負担率(GDP比)が比較的高い国では、地方税における個人所得課税の負担率も高い傾向がみられる。

(図表14) OECD諸国の地方税の負担率(GDP比)と税目別内訳



(資料) OECD「Revenue Statistics」。(注1) 2020年。(注2) 国税はFederal or Central government、地方税はState/RegionalとLocal governmentの合計。

見直しステップ(2)個人住民税の拡大

- ・地方法人課税の縮小で生じる地方税収の減少額と同額だけ**個人住民税の所得割を増税**する(税収中立※)。

※都道府県税と市町村税のそれぞれで税収中立とする。

- ・「**地方法人課税の縮小額＝個人住民税の増税額**」は6兆円程度と計算される。2023年度の個人住民税の所得割の収入見込み額(12.8兆円)を踏まえると、**税率は現行の10%を14.7%に引き上げる**ことに。



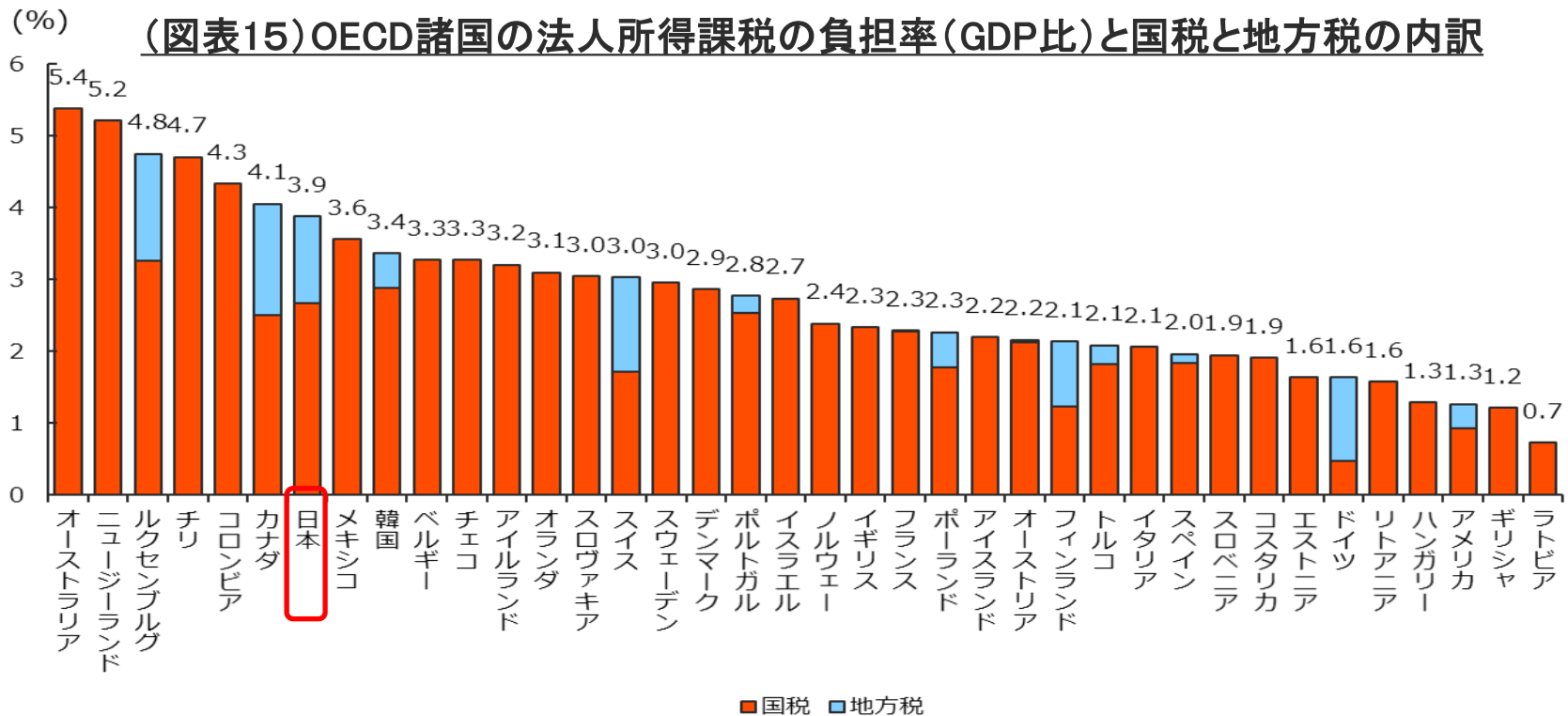
国税における 法人税の拡大と所得税の縮小

見直しステップ(3) 法人税の拡大

- ・**地方法人課税を縮小し個人住民税を増税すると、地方税収の増減は生じないものの、これだけでは、企業と個人間の税負担のバランスが崩れる。**
- ・**税財源の見直しを地方税の枠内に止めず、国税にも広げ、地方税において企業から個人に移動した税負担と同額を、国税においては、逆に、個人から企業に移動させる。**
- ・**地方法人課税の縮小で軽減された企業の地方税負担額と同額だけ、法人税を増税。これにより、国税と地方税を合わせた企業の法人所得課税負担に増減が生じないとともに、企業の法人所得課税負担が国税に統合されることになる。これは、国際的にみて一般的な姿(次ページ)**

諸外国では、法人所得課税は基本的に国税

- ・OECDの38カ国全てで法人所得課税が課されるなか、地方税にまつた負担率がみられるのは、わが国を含む12カ国にとどまる。
- ・法人所得課税が国税として統合されることは、国際的に一般的な姿と言えよう。



(資料) OECD「Revenue Statistics」。(注1) 2020年。(注2) 国税はFederal or Central government、地方税はState/RegionalとLocal governmentの合計。

次世代の国づくり

国税における 法人税の拡大と所得税の縮小

見直しステップ(4) 所得税の縮小

- ・**個人住民税の増額分と同額だけ、所得税を減税**する。
- ・先述(見直しステップ(2))の通り、個人住民税の税率が4.7%ポイント程度引き上げられるとすると、所得税率はほぼ同程度引き下げられることになる(※)。
※ただし、人的控除等の各種所得控除額が所得税と個人住民税で異なることを受けた調整が必要になる可能性はある。
- ・所得税は課税所得額に応じた累進課税で、**最低税率は課税所得195万円未満に適用される5%**であるため、この所得層については、**所得税負担がほとんどなくなる**ことになる(一方で個人住民税負担が増える)。この所得層は、**所得税の納税者の約6割**(2022年)を占める。

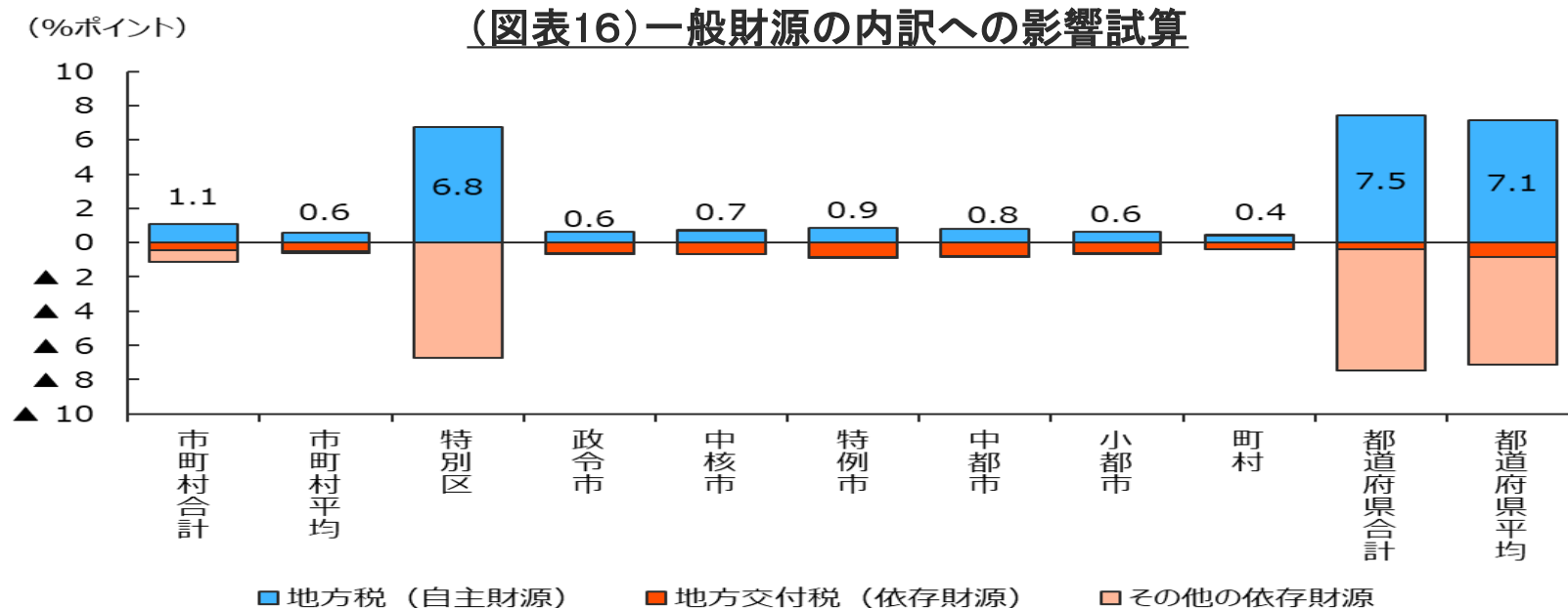
1. 地方の財源の現状
2. 地方分権の趣旨からみた地方財源の課題
3. 地方税財源の見直しの方向性
4. 地方税財源の見直しによって期待される効果

効果① 一般財源における受益と負担の関係の強化

・一般財源における自主財源（地方税収）の割合が拡大し、依存財源（地方交付税や地方譲与税等）の割合が縮小する（※1※2）。

※1：市町村の多くは、税収がネット増収となる一方で地方交付税が減る。ただし、特別区については、東京都が徴収している市町村税分の法人住民税を財源とする「特別区財政調整交付金」が減る一方で個人住民税が増えることとなる。

※2：都道府県については、「特別法人事業譲与税」が減ることによる効果大きい。

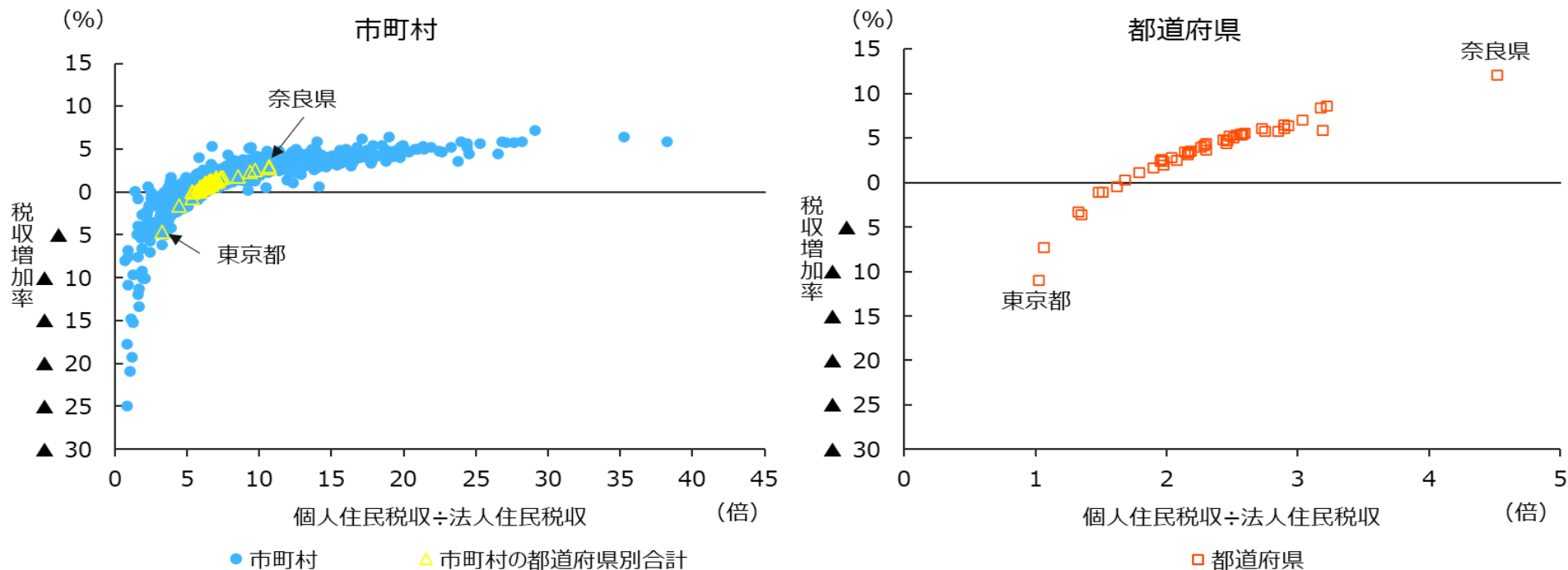


（資料）総務省「都道府県決算状況調」、「市町村決算状況調」、「地方財政状況調査個別データ」に基づく試算値。（注1）2019年度のデータをベースにその後の法人住民税率引き下げの効果を織り込んでいる。（注2）地方税は標準税率分。（注3）東京都が徴収している市町村税分を市町村税に含めず、「特別区財政調整金交付金」をその他の依存財源に含めている。（注4）市町村の団体別の値は平均値。（注5）中都市は人口10万人以上の市、小都市は同10万人未満の市。

多くの自治体で、税収がネット増収となる

・法人住民税収に対する個人住民税収の比率が高い自治体ほど、税収の増加率が高くなる傾向がみられ、**市町村の86%と40県がネット増収となる。**

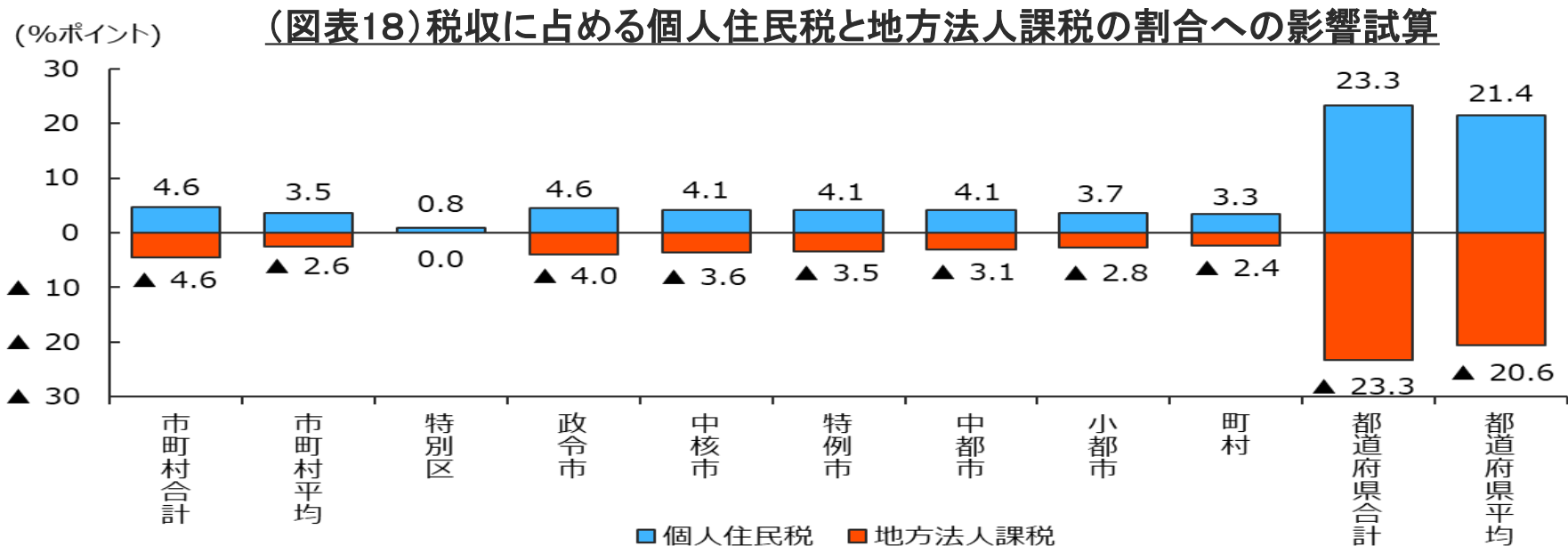
(図表17) 税収への影響試算



(資料)総務省「都道府県決算状況調」、「市町村決算状況調」、「地方財政状況調査個別データ」に基づく試算値。(注1)2019年度のデータをベースにその後の法人住民税率引き下げの効果を織り込んでいる。(注2)標準税率分。(注3)市町村には、特別区を含めていない。(注4)市町村の都道府県別合計には、東京都が徴収した市町村税分を含めている。(注4)都道府県には、特別法人事業譲与税分を含めていない。

効果② 地方税収における受益と負担の関係の強化

- ・地方税収において、地域住民が直接負担する個人住民税収の割合が拡大する。
- ・もともと地方法人課税の割合が大きい都道府県税では、都道府県合計で税収(特別法人事業譲与税を含む)の約23%分が地方法人課税から個人住民税に移ることになる。



(資料) 総務省「都道府県決算状況調」、「市町村決算状況調」、「地方財政状況調査個別データ」に基づく試算値。(注1) 2019年度のデータをベースにその後の法人住民税率引き下げの効果を織り込んでいる。(注2) 標準税率分。(注3) 東京都が徴収している市町村税分は市町村合計のみに含めている。(注4) 都道府県には「特別法人事業譲与税」を含めている。

効果③ 課税自主権を活用する余地の拡大

- ・地方税収に占める**個人住民税の割合の上昇は、自治体が課税自主権を活用する余地の拡大に繋がる。**
- ・これは、自治体が**超過課税を実施する際、地方法人課税には基本的に制限税率が設けられているのに対し、個人住民税には制限税率が設けられていないため。**
- ・本提言における見直しを行うと、現在の地方法人課税で実施されている超過課税による税収(図表11)も併せて減収となる。これを、他の税目で代替する際には、**選挙権を持つ住民に負担してもらうのが、住民自治の本来の姿。**
- ・個人の税負担を増やす際には、行政サービスの充実度とそれに伴う税負担について、**有権者への丁寧な説明が不可欠**であり、企業の税負担を増やすよりも政治的にハードルが高い面は否めない。しかしながら、**地域の政治や行政が、そうした作業をしっかりと行ってこそ、真の地方自治と言える。**

地方法人課税への超過課税の実施状況【1】

・ちなみに、法人に対する超過課税の実施状況をみると、法人事業税については(次ページ)、制限税率まで未だ余裕があるものの、法人住民税については、**超過課税を実施している自治体の大半が制限税率かそれに近い税率を設定している状況。**

(図表19)市町村の法人住民税への超過課税の実施状況(2022年度)

	標準税率		超過税率				合計
			制限税率		その他の税率	小計	
	税率(万円)	市町村数	税率(万円)	市町村数	市町村数	市町村数	市町村数
均等割	5.0	1,338	6.0	377	3	380	1,718
	12.0	1,331	14.4	383	4	387	1,718
	13.0	1,330	15.6	385	3	388	1,718
	15.0	1,330	18.0	385	3	388	1,718
	16.0	1,328	19.2	387	3	390	1,718
	40.0	1,328	48.0	387	3	390	1,718
	41.0	1,328	49.2	387	3	390	1,718
	175.0	1,328	210.0	387	3	390	1,718
	300.0	1,328	360.0	387	3	390	1,718
法人税割	税率(%)	市町村数	税率(%)	市町村数	市町村数	市町村数	市町村数
	6.0%	703	8.4%	740	275	1,015	1,718

(資料)総務省「市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調(令和4年度)」。(注)均等割の制限税率は、標準税率の1.2倍。法人税の制限税率は8.4%。

地方法人課税への超過課税の実施状況【2】

(図表20) 都道府県の法人住民税と法人事業税への超過課税の実施状況(2022年度)

		法人住民税		法人事業税					法人住民税		法人事業税		
		均等割	法人税割	所得割	付加価値割	資本割			均等割	法人税割	所得割	付加価値割	資本割
標準税率		資本金額による	1.0%	1.00%	1.20%	0.50%	標準税率		資本金額による	1.0%	1.00%	1.20%	0.50%
制限税率		なし	2.0%	1.70%	1.44%	0.60%	制限税率		なし	2.0%	1.70%	1.44%	0.60%
		税率	税率	税率	税率	税率			税率	税率	税率	税率	税率
1 北海道			1.8%				25 滋賀県	1.11倍	1.8%				
2 青森県			1.8%				26 京都府		1.8%	1.180%	1.260%	0.525%	
3 岩手県	標準税率の1.10倍	1.8%					27 大阪府	2.00倍	2.0%	1.180%	1.260%	0.525%	
4 宮城県	1.10倍	1.8%	1.180%	1.260%	0.525%		28 兵庫県	1.10倍	1.8%	1.180%	1.260%	0.525%	
5 秋田県	1.08倍	1.8%					29 奈良県	1.05倍	1.8%				
6 山形県	1.10倍	1.8%					30 和歌山県	1.05倍	1.8%				
7 福島県	1.10倍	1.8%					31 鳥取県	1.05倍	1.8%				
8 茨城県	1.10倍	1.8%					32 島根県	1.05倍	1.8%				
9 栃木県	1.07倍	1.8%					33 岡山県	1.05倍	1.8%				
10 群馬県	1.07倍	1.8%					34 広島県	1.05倍	1.8%				
11 埼玉県		1.8%					35 山口県	1.05倍	1.8%				
12 千葉県		1.8%					36 徳島県		1.8%				
13 東京都		2.0%	1.180%	1.260%	0.525%		37 香川県		1.8%				
14 神奈川県		1.8%	1.180%	1.260%	0.525%		38 愛媛県	1.07倍	1.8%				
15 新潟県		1.8%					39 高知県	一律500円上乗せ	1.8%				
16 富山県	1.05～1.125倍	1.8%					40 福岡県	1.05倍	1.8%				
17 石川県	1.05倍	1.8%					41 佐賀県	1.05倍	1.8%				
18 福井県		1.8%					42 長崎県	1.05倍	1.8%				
19 山梨県	1.05倍	1.8%					43 熊本県	1.05倍	1.8%				
20 長野県	1.05倍	1.8%					44 大分県	1.05倍	1.8%				
21 岐阜県	1.10倍	1.8%					45 宮崎県	1.05倍	1.8%				
22 静岡県	1.05倍		1.180%	1.260%	0.525%		46 鹿児島県	1.05倍	1.8%				
23 愛知県	1.05倍	1.8%	1.216%	1.2144%	0.506%		47 沖縄県		1.8%				
24 三重県	1.10倍	1.8%											

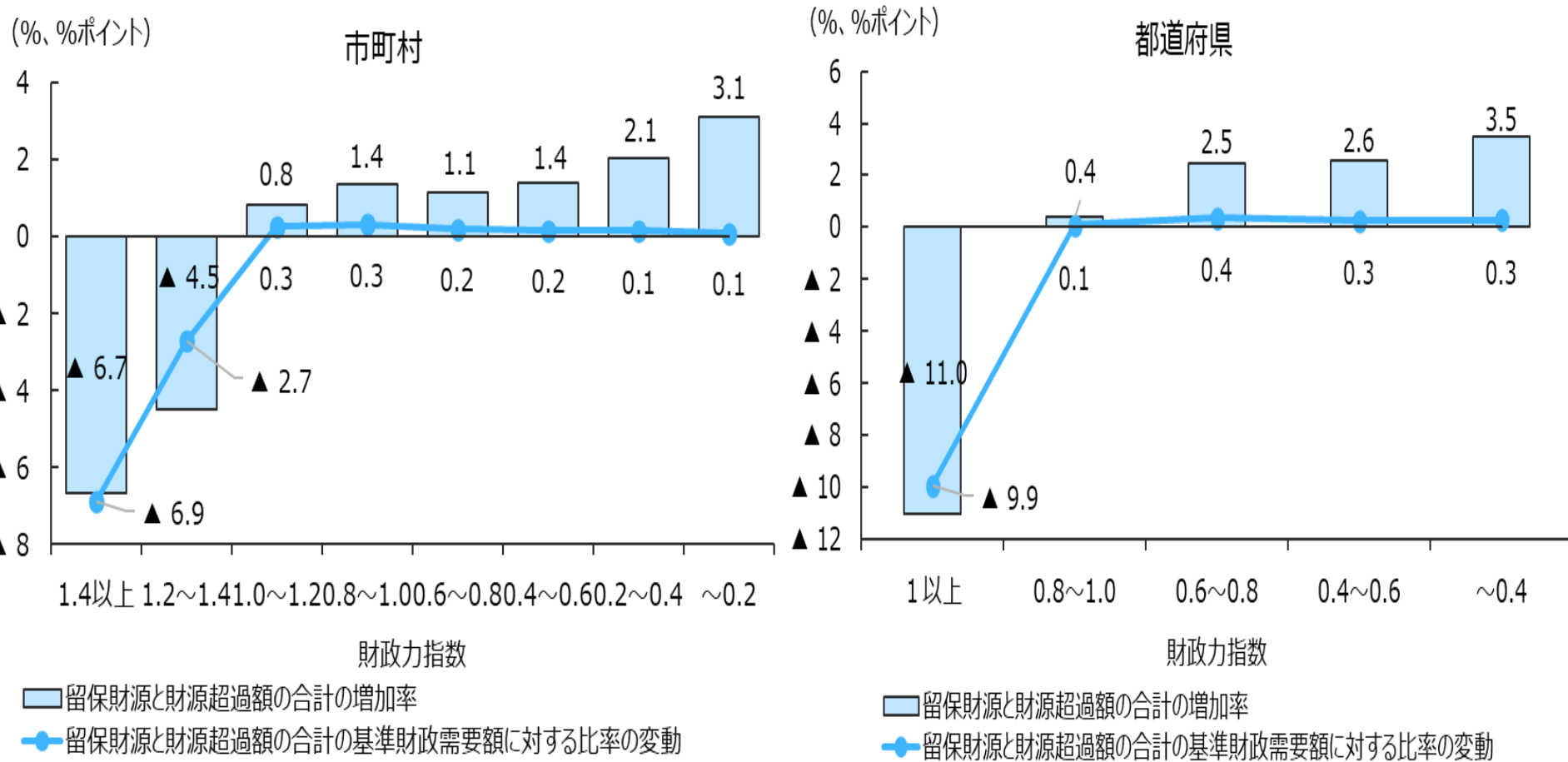
(資料)総務省「令和4 年度 法人住民税・法人事業税 税率一覧表(令和4 年度)」。(注1)空欄は標準税率。(注2)法人事業税は、資本金1億円超の普通法人。(注3)法人事業税の制限税率は、昇順税率の1.2倍。ただし、資本金1億円超の普通法人の所得割は同1.7倍。

- ・**ネット増収**となる多くの自治体では、独自の行政サービスの財源に使える**留保財源や財源超過額が増加**。逆に、ネット減収となる自治体では減少。
- ・試算結果をみると(次ページ)、**財政力指数が1を大きく上回る自治体(地方交付税の不交付団体)**では、独自の行政サービスに使える財源(留保財源と財源超過額の合計)が**減少**するのに対し、同指数が1強より低い地方自治体では**増加**。
- ・上記の試算結果は、**行政サービスにおいて、住民の選択によらない地域差が縮小する可能性を示唆**。



効果④ 住民の選択によらない行政サービスの地域差の縮小

(図表21)独自の行政サービスに使える一般財源(留保財源と財源超過額)への影響試算
(2019年度(注))

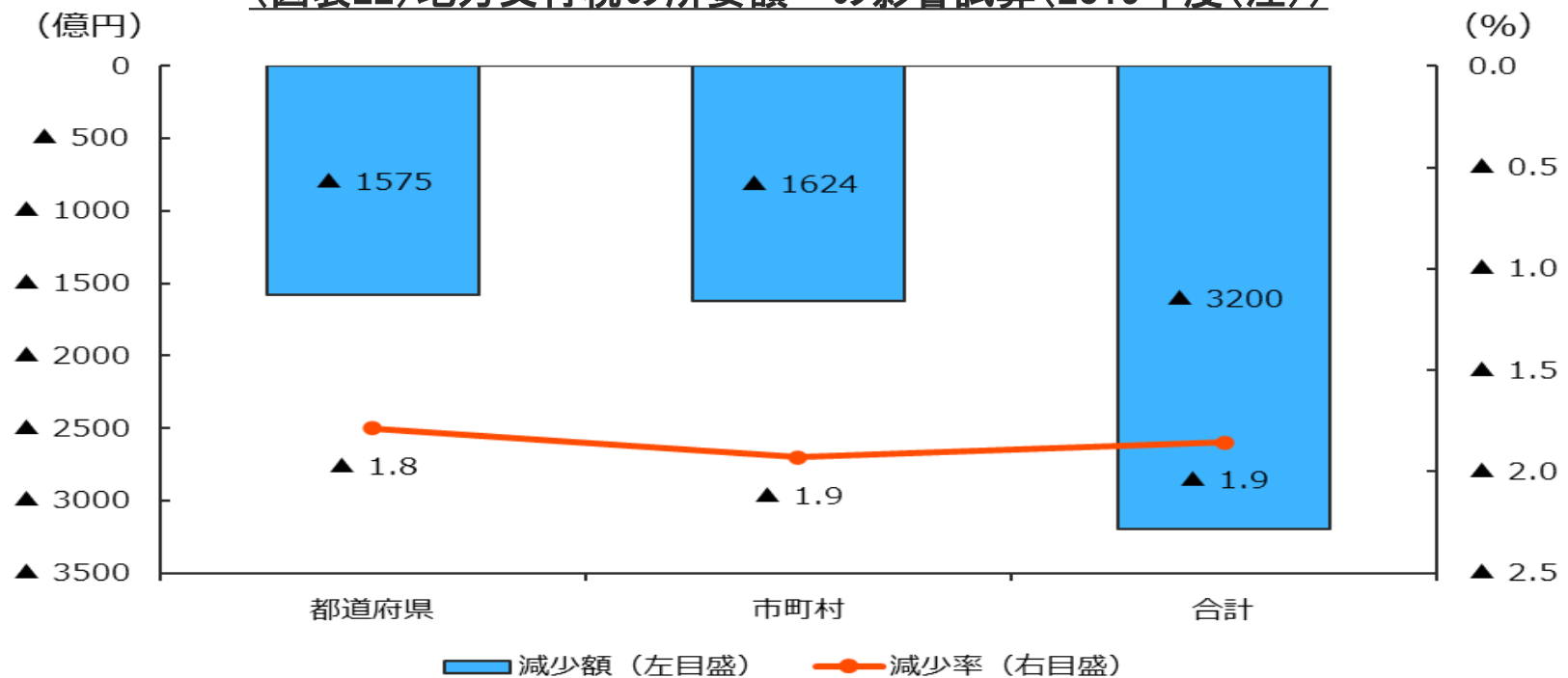


(資料)総務省「都道府県決算状況調」、「市町村決算状況調」、「地方財政状況調査個別データ」「令和3年度都道府県決算状況調」に基づく試算値。
(注)2019年度のデータにその後の法人住民税率引き下げの効果を織り込んだ数値を基に計算。超過課税等の独自の課税は含まない。各自治体毎の増加率(%)と比率の変動幅(%ポイント)の平均値。

効果⑤ 財政の健全化に寄与

- ・歳出への影響として、①地方交付税の減少と、②受益と負担の関係が強化されることによる歳出の抑制、が考えられる
- ・まず、歳出に与える直接的な効果として、**税収の地域間偏在の是正を受けて、地方交付税の所要額の減少が見込まれる。**

(図表22) 地方交付税の所要額への影響試算(2019年度(注))

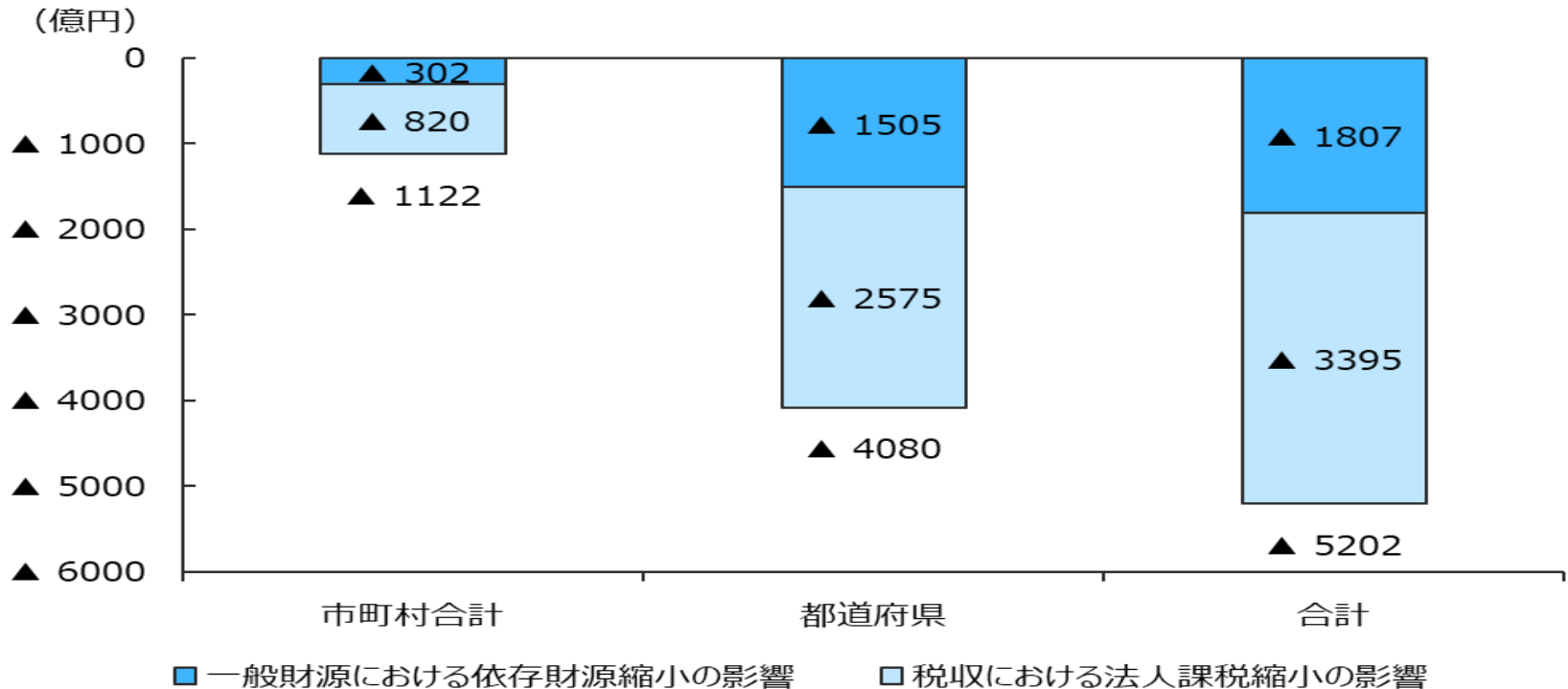


(資料)総務省「都道府県決算状況調」、「市町村決算状況調」、「地方財政状況調査個別データ」「令和3年度都道府県決算状況調」に基づく試算値。(注)2019年度のデータにその後の法人住民税率引き下げの効果を織り込んだ数値を基に計算。

効果⑤ 財政の健全化に寄与

- ・加えて、歳出に与える間接的な効果として、**受益と負担の関係が改善することによる歳出抑制効果が期待される。**

(図表23) 歳出抑制効果の試算(2019年度決算に基づく)



(資料) 総務省「市町村別決算状況調」、「地方公務員給与実態調査結果」、「公共施設状況調経年比較表」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」、「国勢調査」より日本総合研究所作成。

(注) 以下の確率的フロンティア費用関数に基づく推計値。費用関数は市町村データで推計。

$\text{Ln}(\text{人口一人あたり歳出総額}) = \text{定数項} + \text{Ln}(\text{行政サービス水準}) + \text{Ln}(\text{人口}) + (\text{Ln}(\text{人口}))^2 + \text{Ln}(\text{面積}) + \text{Ln}(\text{全職種平均給与月額}) + \text{高齢化率} + 15\text{歳未満人口比率} + \text{第一次産業就業者比率} + v + u$, $u = \text{定数項} + \text{税収に占める法人住民税の割合} + \text{一般財源に占める依存財源の割合}$

効果⑤ 財政の健全化に寄与

・地方交付税の減少と、地方歳出の抑制効果を合わせると、**国と地方の合計で年度当たり0.8兆円程度の歳出削減**となり、**基礎的財政収支の赤字は0.2%ポイント程度縮小**することになる。

(図表24) 歳出削減効果のまとめ(2019年度決算に基づく試算)

	地方		国
	市町村	都道府県	
①税収の地域間偏在の是正を受けた地方交付税の減少	(▲1,575億円)	(▲1,624億円)	▲3,200億円
②受益と負担の関係が改善することによる歳出抑制効果	▲1,122億円	▲4,048億円	—



- ・国税の所得税を減額し、地方税の個人住民税を拡充する制度変更（見直しステップ（2）（4））については、2000年代の“三位一体の改革”の一環として、**2007年に所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲**が行われたことがある。
- ・また、地方法人課税を国税にする制度変更（見直しステップ（1）（3））については、近年、**①法人住民税法人税割の一部が地方法人税（国税）に変更され、②法人事業税の一部が特別法人事業税（国税）に変更**されている。
- ・しかし、**近年の地方法人課税の国税化では、国税となった税収が、①では地方交付税の財源となり、②では地方譲与税として都道府県に配分される**ため、税収の地域間偏在の是正には資するものの、地方分権の観点からは当を得た対応とはいえない。地域行政サービスの財源は、**有権者である地域住民が直接負担してこそ、真の地方分権**であろう。

【参考】公表済みの筆者の関連レポート

- ・「行政サービスの格差が示す地方財政制度の歪み」、JRIレビュー Vol.9, No.60（2018年05月18日）
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/10484.pdf>
- ・「なぜ地方行政サービスの格差が拡大しているのかー地方財政制度の歪みの現実」、対外リリース資料（2018年06月14日）
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/10516.pdf>
- ・「地方税収の将来像と地方税源の在り方ー一極集中時代の国税・地方税改革の方向性の提言」、JRIレビュー Vol.4, No.76（2020年04月23日）
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=36111>
- ・「新型コロナ対策で見た地方税の偏在ー求められる住民の選択による地方財政運営」、リサーチ・フォーカス No.2020-007（2020年06月16日）
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=36546>

【ご照会先】

調査部・上席主任研究員・蜂屋勝弘（hachiya.katsuhiko@jri.co.jp, 080-7323-9996）

「[経済・政策情報メールマガジン](#)」、「[X（旧Twitter）](#)」、「[YouTube](#)」でも情報を発信しています。



本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。